



9784905042235



1920095014005

ISBN 978-4-905042-23-5  
C0095 ¥1400E

定価：本体1400円 + 税

青志社

# 脱原発

浜岡原発差止訴訟弁護団長

河谷弘之  
弁護士

# 脱原発

作家  
大下英治

二  
河谷弘之  
大下英治

青志社

青志社

新たな知見を踏まえ、さらなる耐震安全性の向上の見地から改訂指針の基準地震動 $S_0$ での耐震安全性の確認を求めたもので、旧指針に基づく安全評価を否定するものではない。

✓改訂指針に基づいて被告が策定した基準地震動 $S_0$ は、同指針が求める「不確かさの考慮」が適切にされている。✓

(ウ) 本件原子炉施設の耐震安全性 基準地震動 $S_1$ 、 $S_2$ の策定手法に不合理な点は認められず、被告が策定した基準地震動 $S_1$ 、 $S_2$ は妥当なものと評価できる。中央防災会議のモデルに基づく地震動の応答値は基準地震動 $S_1$ 、 $S_2$ による値を十分下回っており、設計上の安全余裕は十分に確保されている。本件施設は、想定東海地震の地震動だけでなく、想定東海地震と東南海地震・南海地震とが連動した場合の地震動に対しても耐震安全性が確保されていると認められる。

ウ 地盤。

本件原子炉施設の地盤は堅牢で敷地内に存在する日断層系は既に固結していると認められる。地震発生時に安全性に影響を及ぼすような地盤の変状を生じることは考えられない。

エ 経年変化事象。

(ア) SCC (応力腐食割れ) SCC発生メカニズムの解明は相当程度進んでいるので、平素からSCCの発生を想定した点検・検査を行い、シユラウドや再循環配管等にひび割

れを発見した場合にはその進展速度を予測し、設備・機器の健全性を確認しつつ、引き続き運転を続け、あるいは適宜交換するという方法は、合理的だ。本件原子炉施設では、点検・検査によつてSCCの発生を捕捉できる体制が整っており、本件原子炉施設の耐震安全性に影響はないと認められる。

(イ) 配管の減肉現象、疲労など 発生・進展を抑制する対策が講じられ、原子炉施設の安全性に影響はなく、耐震安全性にも影響がない。

(4) 結論 どんなに幾重の対策を講じ重厚な設備にしようとも、これを扱う人のミスによつてこれらが瓦解に帰し、重大な事故へと発展することがあり得るが、こうした人の問題についても、被告はこれを撲滅することを目指して対策を講じ、改善の努力をしてきており、直ちに本件原子炉施設の安全確保を危惧させる状況にはない。本件原子炉施設の運転によつて、原告らの生命、身体が侵害される具体的危険があるとは認められない。

大下 判決の問題点は、どこを考えますか。

河合 第一に、安全評価審査指針における単一故障指針の安易な承認です。

単一故障指針とはわかりやすく言うと事故が起きたときに、各種の安全機器、例えばECCS、つまり緊急炉心冷却装置、シャワーですね。それは、強弱の複数が、あります。それや緊

急電源用ディーゼル発電機、つまりDG、これも強弱の複数がああります。そのうち各種の全部、例えばECCSの全部が壊れることを想定、これまで語ってきた共通原因故障ルールですが、それをしなくてよい。各種の全部のうち、最強のものをただひとつだけの故障を想定すればよいというルールである。もっと具体的に言うと、ECCSには高圧用二つと低圧用二つがある場合には高圧用ひとつの故障を想定すればよい。DGに強、中、弱とあるときには最強のものひとつの故障を想定すればよい。ECCSが全部同時に壊れることやDGが全部不起動となることは想定しなくてよいというルールなのです。これでは、巨大地震や津波に無力であることは誰の目にも明らかです。現に福島第一原発では十二台あったDGのうち十一台が地震もしくは津波によって破壊され、冷却水の供給循環に失敗したではないですか。

単一故障指針は人為的なミスなどによる事故に対するものだが、巨大地震や巨津波に対する安全審査の方法としてはまったく無力です。

巨大地震や巨津波は原発のすべての施設機器を同時多発的に強烈に揺すり、水で押し流す。そのような場合に、再循環系、つまり炉心の水が均等になるようにかき回す装置の配管が同時に複数破断したり、ECCSが同時に複数故障したり、DGが全部押し流されたりすることは容易に想定できる。それなのに、判決は何回読んでも理解できない詭弁をつらねて単一故障指針は不合理ではないと断言したのである。

判決文をそのまま引用すると「地震発生を共通原因とした故障の仮定をする必要は認められず、内部事象としての異常事態について単一故障の仮定をすれば十分であると認められる。したがって、原告らが主張するようなシエラウドの分離、複数の再循環配管破断の同時発生、複数の主蒸気管の同時破断、停電時非常用ディーゼル発電機の二台同時起動失敗等の複数同時故障を想定する必要はない」となります。これを理解できますか？

この百万言を弄した屁理屈は福島原発事故において非常用ディーゼル発電機のはほぼ全部、十二台中十一台が押し流され、もしくは不起動となり全電源喪失となり奇酷事故となったことによって完全に否定されたではないですか。

百日の説法屁一つとはまさにこのことであり、これを書いた裁判官は後世において厳しい歴史的評価を受けるでしょう。いや、現時点においても徹しく指弾されるべきでしょう。

そして何よりも重要で恐ろしいことは日本のすべての原発がこの単一故障指針によって安全評価審査がされているということです。ということは、日本のすべての原発は地震・津波に対する安全チェックがまだなされていないことを意味します。ただちに共通原因故障ルールによる安全確認を全原発について開始しなければならないのです。

大下 単一故障の指針は、採算という点の影響もあるわけでしょうね。

河合 そうですよ、そこを考えていたら、十倍も二十倍も費用がかかりますから。でも、その

著者紹介

河合弘之

(かわいひろゆき)

1944年、旧満州に生まれる。東京大学法学部卒業。1970年弁護士開業。さくら共同法律事務所所長、中国残留孤児の国籍取得を支援する会長、フィリピン日系人リーガルサポートセンター代表理事、環境エネルギー政策研究所監事、浜岡原発差し訴訟弁護団長、大岡原発差し訴訟弁護団共同代表。社会貢献活動をするビジネス弁護士として活躍。演能(観世流)、六本木男声合唱団、オーボエバイなど多趣味。

大下英治

(おおしたえいじ)

1944年、広島県に生まれる。広島大学文学部卒業。1970年、『週刊文春』の記者となる。記者時代『小説電通』(徳間文庫)を発表し、作家としてデビュー。さらに月刊『文藝春秋』に発表した『三越の女帝・竹久みちの野望と金脈』が反響を呼び、岡田社長退陣のきっかけとなった。1983年、週刊文春を離れ、作家として政財官界から経済、芸能、犯罪まで幅広いジャンルで創作活動をつづけている。

脱原発

発行日 2011年6月26日 第1刷発行  
2011年7月18日 第3刷発行

著者 河合弘之  
大下英治

編集人 阿蘇品 蔵  
発行人

発行所 株式会社青志社  
〒107-0052 東京都港区赤坂6-2-14 レオ赤坂ビル4F  
(編集・営業) Tel: 03-5574-8511  
Fax: 03-5574-8512  
<http://www.seishisha.co.jp/>

印刷・製本 シナノ書籍印刷株式会社

© 2011 Hiroyuki Kawai/Eiji Oshita, Printed in Japan ISBN 978-4-905042-23-5 C0095  
本書の一部、あるいは全部を無断で複製することは、著作権法上の例外を除き、禁じられています。落丁・乱丁がございましたらお手数ですが小社までお送り下さい。送料小社負担でお取替致します。